

15分で理解できる改正物流二法（中小貨物事業者・荷主向け）解説

2025.4.17作成

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行 令和7年4月1日

トラック運送事業者の委託運送体制の書面による整備、管理

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 令和8年4月施行予定

荷主・物流事業者（トラック運送事業者等）間の商慣習を見直し、荷待ち、荷役時間の削減、積載効率の向上を図る

I. 本物流二法改正の概略

貨物自動車運送はじめ物流は社会基盤となる重要なインフラであるが、ドライバー不足や、多重委託運送による実運送委託事業者の適正運賃収受阻害が想定される。

契約締結や書面の交付、通知等の仕組みを導入し、より明確で可視化できる運送業界とするべく、必要な規制と措置を講じる法律が施行される。

また、荷主とトラック貨物事業者で相互協力して、物流の効率化を（荷待ち時間、荷役時間の短縮等）進めるべく、取り組むべき措置が努力義務となる。

II. 改正貨物自動車運送事業法について

1. 貨物自動車運送事業法のポイント

今回の法改正のポイントは法定6項目の内容を通知で明確にし、可視化すること。物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組に
つなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

2. 措置の内容

- (1) 運送契約締結時に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について
記載した**書面の交付を義務付け**。（図表1）**全ての運送業務が対象**。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- (2) 運送契約締結時に、以下の事項について記載した書面交付を義務付け
- ①真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）（図表1）
 - ②トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）（図表1）
 - ③交付した書面については、その写しを一年間保存すること

*①自らの事業に関して
②貨物自動車運送事業者（メタル便
等）との間で運送契約を締結してその

【書面の記載事項】

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・付帯業務等が含まれる場合は、その内容・対価
- ③その他の特別に生ずる費用にかかわる料金（有料道路利用料等）
- ④運送契約の当事者の氏名・名称・住所
- ⑤運賃・料金の支払い方法
- ⑥書面の交付年月日

書面交付の義務付けについて

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



- ①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付
〔トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者〕

(図表1)

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



④交付書面は既存の物やメール等でも可（新たに書面を作成する必要はなし。電話のみでの運送依頼は書面交付違反となる。）

・FAXやメールを活用する。

・FAX、メールの場合「当事者の氏名・名称・住所」「支払方法：事前の取り決めに従う等」「書面の交付年月日」を付加する必要がある。（法定事項は必須）

- (3) 利用運送を行うときに委託先への発注適正化（健全化措置）について努力義務＊を課すとともに、**一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付ける。**

（貨物自動車運送事業者は輸送量年間100万トン以上が対象）

尚、再々委託の制限については「再委託先の運送に要する費用を聞き取る場を設けた上で申し込みをすることなど」を付すことなどで再々委託も可能となる。

- (4) 実運送体制管理簿の作成（配車表などを活用することができる。その場合法定事項の抜けがないかを精査し、不足があれば付加する）
実運送体制管理簿のイメージは（図表3）参照。管理簿の様式は法定事項が記載されていればどのような形式でも可（運輸支局確認済）

①元請事業者に対し、以下の事項について記載した実運送管理簿の作成義務付け

・作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上

②真荷主から受けた運送依頼貨物を自社で運送した場合、実運送体制管理簿の作成は不要です。

③元請事業者から運送委託された貨物自動車運送事業者は実運送委託管理簿の作成は不要となります。

一次委託事業者は**法定事項を再委託先へ通知、実運送会社は法定事項（社名、住所、請負階層等）を元請事業者へ速やかに通知する義務があります。（図表2）**

④下請け階層の中にいるマッチング事業者が第1種貨物利用運送事業者である場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体となるため請負階層にカウントされます。他方、マッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者でない場合はカウントされません。

⑤真荷主から貨物の運送を引き受けてから**初めて行う運送について実運送体制管理簿を作ります。**それ以降に行う当該真荷主にかかわる貨物の運送については「貨物の内容」や「運送区間」が異なっても、委託関係（下請け構造）や実運送事業者に変わりがない場合は、実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

⑥実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、貨物自動車運送事業法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

⑦各事業者に対し、**実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知を義務付けられます。**

⑧**1年間の保存が必要となる。保存期間が終わり、初めての運送があった場合、改めて実運送体制管理簿を作る必要がある。**

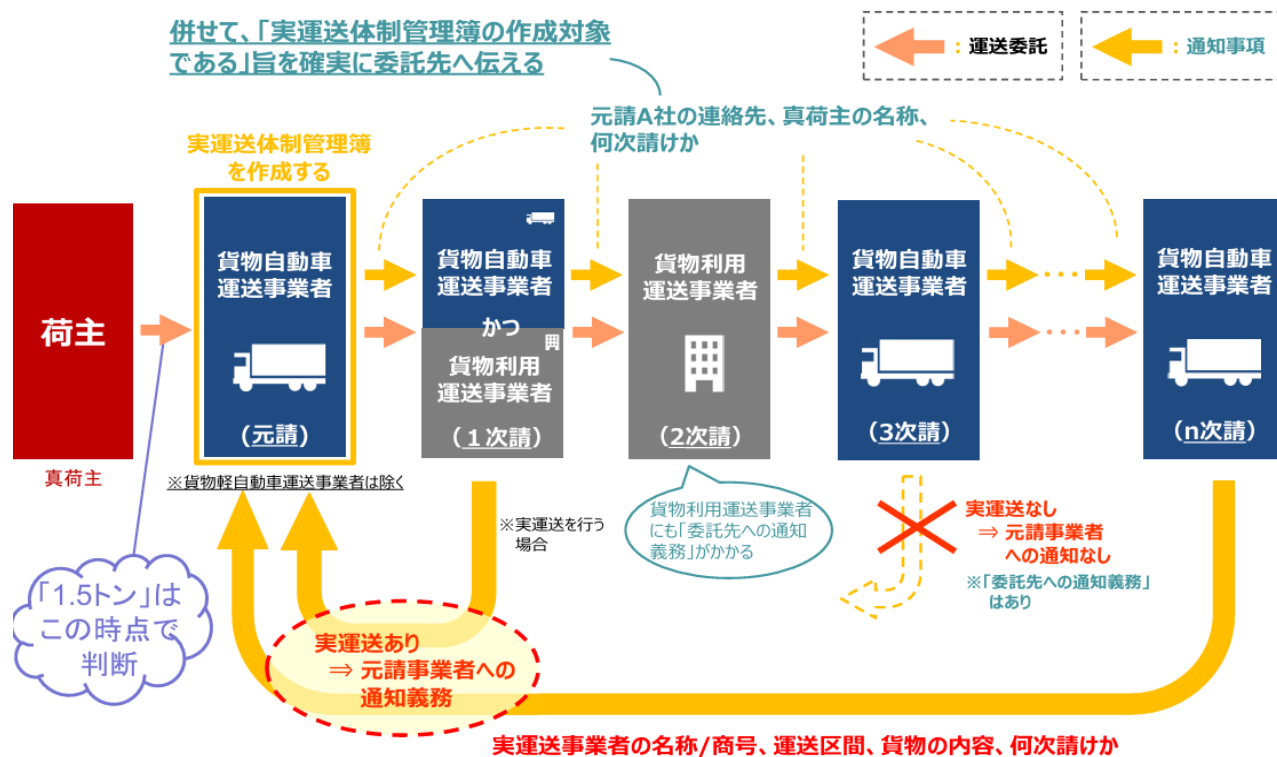
（実運送委託体制が変わらなければ次年もそのまま使い続けるのは可能です。運輸支局確認済）

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
(真荷主や元請事業者が共にわかる場合、区間を都府県などでくくることも可能。貨物の内容も鋼材、木材などと記載してもよい。)

真荷主は貨物の運送を委託した元請事業者に対し、実運送管理簿の閲覧・謄写の請求が可能

実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



(図表2)

実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）

※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送した）ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要

(図表3)

Ⅲ. 新物効法について

1. 目的

荷主・物流事業者間の商慣習を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載効率の向上等を図る。

2. すべての事業者への規制措置

- (1) ①荷主（発荷主・着荷主）、②物流事業者（トラック、海運、倉庫事業者など）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

3. 荷主、物流事業者に対する取り組む措置（努力義務）の目指すもの

- (1) 積載効率の向上等

①リードタイムの確保や繁閑差の平準化、配車システムの導入等を通じた配車運航計画の最適化等、地域における配送の共同化

➡ **目標：5割の車両で積載効率50%を実現（2019年度比16%増加）**

- (2) 荷待ち時間の短縮

・トラック予約受付システムの導入

- (3) 荷役時間の短縮

・パレットの利用や検品の効率化

➡ **1運行当たりの荷待ち・荷役時間を径2時間以内に削減（一人当たり年間125時間の短縮）**

4. 一定規模以上の事業者に対する規制的措置（施行予定：令和8年4月）

- (1) 事業者のうち一定規模以上のもの（**特定事業者**）に対し、**中長期計画の作成や定期報告を義務付け**、努力義務にかかわる措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・指導**を実施。

- (2) 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者（CLO）の選任**を義務付け。

【荷主の努力義務】

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については、「荷主の判断基準省令全文」、「荷主判断基準の解説書」、「荷主判断基準の解説書事例集」、「物流パターンごとの荷主の考え方」をご覧ください。

努力義務	取組内容(抜粋)
積載効率の向上等	・ リードタイムの確保 ・ 繁閑差の平準化、納品日数の集約 ・ 発送量等の適正化等に向けた物流・販売・調達等 ・ 第一種荷主への協力の関連部門の連携
荷待ち時間の短縮	・ トラック予約受付システムの導入 ・ 混雑時間を回避した日時指定
荷役等時間の短縮	・ パレット等の輸送用器具導入による荷役等の効率化 ・ パレット標準化 ・ 出荷荷姿を想定した生産 ・ フォークリフト、作業員の配置 ・ 事前出荷情報の活用、タグ導入等による検品の効率化 ・ 適正な荷役作業が行える環境確保
実効性の確保のための事項	・ 責任者の選任、社内教育体制 ・ 運送者への配慮 ・ 積載効率・荷待ち・荷役等時間の状況や取組把握、デジタル技術の活用 ・ 物流データの標準化の取組 ・ メニュープライシングの実施 ・ 関係事業者間での連携推進

（４）特定事業者の指定基準

特定荷主・特定連鎖化事業者
取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者
貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等
保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

特定連鎖化事業者とはフランチャイズ事業者の本部

5. 荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大

○業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両が、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大されます。  自社のドライブレコーダーでどこまでカバーできるか確認必要

* 令和7年度から荷主から荷待ち時間などの確認が入ることも想定されるので、何らかの対応をとる必要があります。

* 国土交通省自動車局作成の図表、文言を参考、参照し、使用しています。

総合トラック株式会社

お問合せ：047 - 316-6644 原